仕　様

製　品　仕　様

型式		RE3713／RE3713B ※	RE3712／RE3712B ※	RE4612／RE4612B ※	RE2012／RE2012B ※
名称		深夜電力対応電気温水器			
タイプ		角型配管内蔵型（給湯専用タイプ）			
設置形態		屋内・屋外・マンション兼用型			屋内・軒下・マンション兼用型
適用電力制度		時間帯別電灯契約（深夜電力8時間通電制御型切替可）	深夜電力8時間通電制御型（時間帯別電灯切替可）		
貯湯量		370L	370L	460L	200L
電源	時間帯別電灯契約時 主電源	単相200V			
	時間帯別電灯契約時 補助電源	（接続不要）			
	深夜電力契約時 主電源	深夜電力：単相200V			
	深夜電力契約時 補助電源	単相200V	（接続不要） リモコン取付時は単相200V		
定格消費電力	上部ヒータ	4.4kW	ー	ー	ー
	下部ヒータ	4.4kW	4.4kW	5.4kW	2.4kW
	制御用	4W	4W	4W	4W
最高使用水圧		97kPa（逃し弁設定値）			
通常使用水圧		85kPa（減圧弁設定値）			
外形寸法（mm）		641(幅)×693(奥行)×1865(高さ)		641(幅)×693(奥行)×2200(高さ)	550(幅)×500(奥行)×1900(高さ)
製品質量（満水質量）		約66（436）kg	約65（435）kg	約73（533）kg	約50（250）kg
接続口	給水・給湯接続口径	R3／4　おねじ			
	排水接続口径	R3／4　おねじ			
制御方法		サーミスタによる湯温検知			
わき上がり温度		約85℃、約75℃、約60℃、自動（約85℃または75℃または60℃）			
ソーラー接続		不可			
材質	ケース	塗装鋼板			
	タンク	高耐食フェライト系ステンレス鋼（YUS　190）			
	ヒータ	高耐熱耐食合金シーズヒータ			
安全装置		漏電遮断器・温度過昇防止器			
付属部品		取扱説明書、施工説明書、保証書、化粧ネジ、サービスラベル、			
		上部振れ止め金具、上部振れ止め金具止めネジ、リモコン、リモコン施工説明書	上部振れ止め金具、上部振れ止め金具止めネジ		―――

※ RE3713B、RE3712B、RE4612B、RE2012BはBL認定品です。

仕　様

製　品　仕　様

型式			RE3713U／RE3713UB ※	RE4613U／RE4613UB ※
名称			深夜電力対応電気温水器	
タイプ			角型配管内蔵型（給湯専用タイプ）	
設置形態			屋内・屋外・マンション兼用型	
適用電力制度			時間帯別電灯型 （深夜電力8時間通電制御型切替可）	
貯湯量			370L	460L
電源	時間帯別電灯契約時	主電源	単相200V	
		補助電源	（接続不要）	
	深夜電力契約時	主電源	深夜電力：単相200V	
		補助電源	単相200V	
定格消費電力		上部ヒータ	4.4kW	5.4kW
		下部ヒータ	4.4kW	5.4kW
		制御用	4W	
最高使用水圧			170kPa（逃し弁設定値）	
通常使用水圧			150kPa（減圧弁設定値）	
外形寸法（mm）			641(幅)×693(奥行)×1865(高さ)	641(幅)×693(奥行)×2200（高さ）
製品質量（満水質量）			約66（436）kg	約74（534）kg
接続口	給水・給湯接続口径		R3／4　おねじ	
	排水接続口径		R3／4　おねじ	
制御方法			サーミスタによる湯温検知	
わき上がり温度			約85℃、約75℃、約60℃、自動（約85℃または75℃または60℃）	
ソーラー接続			不可	
材質	ケース		塗装鋼板	
	タンク		高耐食フェライト系ステンレス鋼（YUS　190）	
	ヒータ		高耐熱耐食合金シーズヒータ	
安全装置			漏電遮断器・温度過昇防止器	
付属部品			取扱説明書、施工説明書、保証書、化粧ネジ、サービスラベル、 上部振れ止め金具、上部振れ止め金具止めネジ、リモコン、リモコン施工説明書	

※ RE3713UB、 RE4613UBはBL認定品です。

事業者様へのご案内

RE3713U、RE3713UB、RE4613U、RE4613UBのみ

『労働安全衛生法施行令（労安法）』改正について

1998年12月、『労働安全衛生法』（以下労安法）が改正され、電気温水器のタンク内圧が従来の「100kPa以下」から「200kPa以下」へと緩和され、高圧力型電気温水器の製造販売が許可されました。
労安法の規定において、従来の電気温水器は「簡易ボイラー」に区分されますが、高圧力型電気温水器は「小型ボイラー」に区分されます。

●簡易ボイラー：労安法適用外、事務所・一般家庭に設置できます。
設置する際には、労働基準監督署への設置届け不要、定期点検の義務もありません。

●小型ボイラー：今回の改正の対象は、伝熱面積2m^2（40kW）以下・水頭圧100kPaを超え200kPa以下の給湯器です。
労安法が適用になり、「事業所」に設置・使用される場合は、「事業者」様が労働安全衛生法令上、「設置報告」・「定期自主検査」・「特別教育」・「事故報告」を実施することが義務付けられています。
ここでいう「事業者」とは、事業を行う者のうち、労働者（賃金を支払われる者）を使用する者をいいます。ただし、同居の親族のみでの事業や事務所に対しては適用されません。

安全にお使いいただくために、必ずお読みになってから次の4つの項目を実施してください。なお、届出は事業者様が行うことになっています。

【設置報告】
事業者様が高圧力型電気温水器を設置する時は、所轄労働基準監督署長に設置報告書を提出することが義務付けられています。

【定期自主検査】
事業者様が高圧力型電気温水器の取扱いの業務に労働者をつかせるときは、安全のために定期自主点検を実施することが義務付けられています。

【特別教育】
事業者様が高圧力型電気温水器の取扱いの業務に労働者をつかせるときは、安全のために特別教育を実施することが義務付けられています。

【事故報告】
高圧力型電気温水器の事故などが発生したとき、事業者様は事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出することが義務付けられています。

事業所設置の際の規定事項

設置報告 適用法令 → ボイラー及び圧力容器安全規則第91条

小型温水ボイラーを設置したときは、設置場所付近の状況や当該ボイラーが構造規格に適合しているかを確認する必要があるので事業者は、小型ボイラー設置報告書に構造図（本体同梱）及び小型ボイラー明細書（本体同梱）ならびに小型ボイラー設置の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出してください。
小型ボイラーを同一事業所内で移転した場合は、新たな「設置」があったものとみなされ、小型ボイラー設置報告書が必要になります。

定期自主検査 適用法令 → ボイラー及び圧力容器安全規則第94条

事業者様は小型ボイラーの使用を開始した後、1年ごとに1回、定期的に次の項目について自主検査を行ってください。

本体	配管
・製品本体からの水漏れの有無 ・漏電遮断機の作動状況 ・逃し弁の作動状態および漏れの有無 ・タンクの手入れ	・損傷と漏れの有無

検査方法の詳細は、取扱説明書の16、17ページ「定期的な点検」「日常のお手入れ」を参照してください。
なお、自主検査を行った後は、検査結果を記録用紙に記入し、3年間保存してください。